

## 守口市人権教育基本方針

平成13年（2001年）2月23日制定

国連は、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、昭和23年（1948年）に世界人権宣言を採択した。この理念は、その後、様々な人権に関する条約や国際年の提起として具体化され、平成6年（1994年）の国連総会では、あらゆる人権問題の解決にむけての教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造をめざす「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国は、日本国憲法が保障する基本的人権の確立にむけ、各種の法律や制度の整備を進めるとともに、人権に関する条約を締結するなど国際社会の一員としての取り組みを進めてきた。

本市では、昭和59年（1984年）に「守口市同和教育基本方針」を策定し、社会の中にある不合理な差別と偏見について正しく認識し、互いに協力して、あらゆる差別をなくそうとする意欲と実践力を身につけた人間の育成をめざし、あらゆる機会と場をとらえて、地域に根ざした人権教育の推進を図ってきた。

しかし、我が国固有の人権問題である同和教育問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、子ども、女性、障害者、高齢者、在日外国人等に係る人権問題をはじめ様々な人権問題が存在している。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものである。人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が人権感覚を身につけ、自ら考え積極的に行動することが必要である。市民のたゆまない努力によって、このような社会は実現するものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法並びに国・府及び本市人権擁護推進に係る基本方針・行動計画等の精神にのっとり、守口市の教育分野における人権教育の基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権について理解を深め、自らの課題として考え、判断し、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する人間の育成をめざして人権教育を推進する。
- 2 人権尊重の社会づくりのために、学校教育はもとより、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 3 人権問題が社会の変化とともに様々な形で発生する可能性があることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現や豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 4 市民一人一人が、生涯を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、互いに尊重し豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実、振興を図る。
- 5 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する豊かな感性と深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。
- 6 人権教育を積極的かつ効果的に推進するため、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携を図るとともに、関係団体の育成に努める。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的・計画的に推進しなければならない。

なお、本方針は、国や大阪府、本市における他の計画等との整合性や人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて修正・更新を行うものとする。